

【様式】

令和5年度 県と公社等との随意契約の締結状況

公 社 等 の 名 称 : 一般財団法人宮崎県内水面振興センター

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位:円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課(室)名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
1	うなぎ資源持続的利用 対策事業業務委託	うなぎ稚魚の流通の 適正化に関する調査 業務、内水面漁業取 締及び密漁防止業務 の委託	38,495,000	第167条の2第1項 第2号	本業務は、「うなぎ稚魚の取扱いに関する 条例」等に基づくうなぎ稚魚の流通の適正化 に関する調査業務、内水面漁業取締及び密漁 防止業務を委託するものである。 一般社団法人宮崎県内水面振興センター は、県警からの出向者を警備振興対策監とし て配置し、自己の採捕する河川でのうなぎ稚 魚流通に関する情報収集の実績があり、かつ、 同職員の指揮に基づき暴力団等の反社会的 活動団体の妨害行為に対しても適切な対応 のとれる能力・知見があるなど、県内で本業 務を遂行可能な者は当法人において他にない ことから、当法人と随意契約を締結すること としたものである。	農政水産部 水産局 漁業管理課
2	カワウ生息状況調査業 務	県内主要5河川にお けるカワウの生息状 況調査業務	10,030,000	第167条の2第1項 第2号	本業務は、内水面の水産動植物の保護培養 を目的として、カワウの生息状況を確認する など本県において必要となる調査業務を委託 するものである。 一般社団法人宮崎県内水面振興センター は、定款においても水産動植物の保護培養、 環境保全等を行うことを明記しており、ま た、平成8年度から県の委託事業である「う なぎ資源適正管理推進事業」や類似の委託事 業等を毎年受託し、河川の調査等のノウハウ があり、県内で本業務を遂行可能な者は当法 人において他にないことから、当法人と随意 契約を締結することとしたものである。	農政水産部 水産局 漁業管理課